



感染拡大防止に協力を

問い合わせ 保健センター ☎ 072(758)4721

感染予防を徹底しましょう

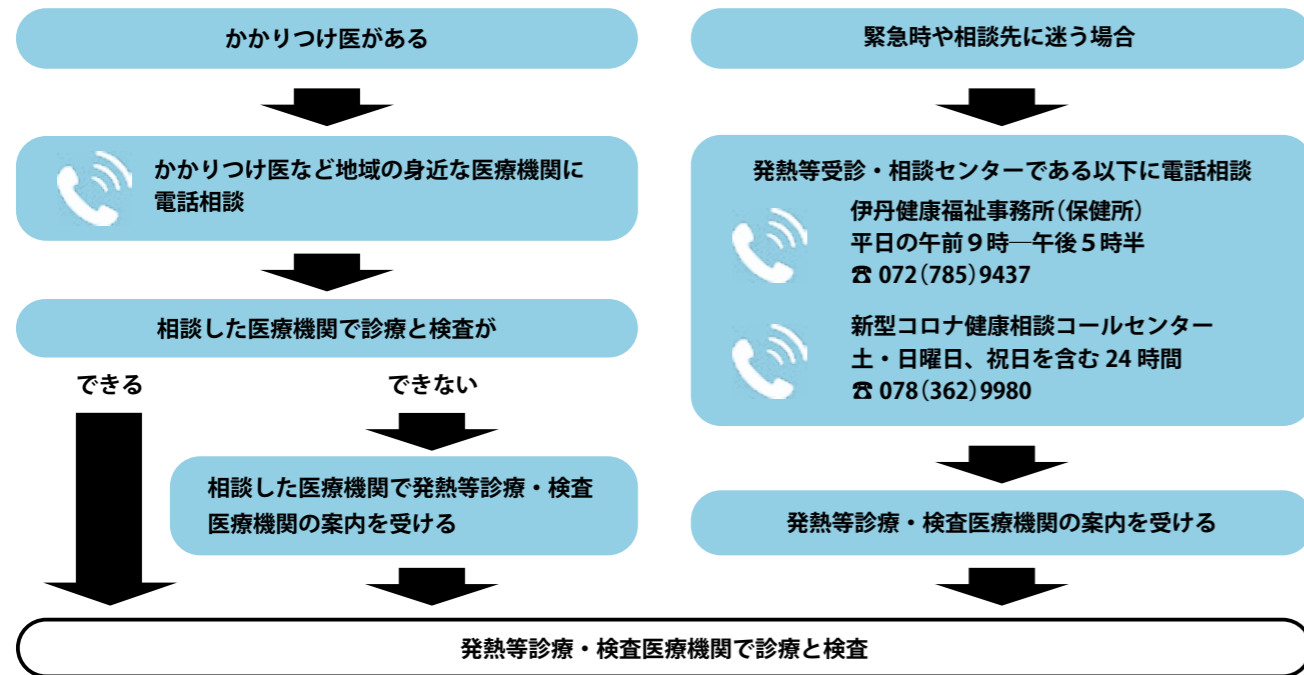
感染経路の中心は飛沫感染と接触感染です。人と人の距離を取り、外出時はマスクを着用する、家の中でも咳エチケットを心掛ける、換気を十分にする、十分な睡眠などで自己の健康管理をしっかりするなど、「うつらない、うつさない」を心掛けてください。特に、マスクなしでの会話は、非常に感染のリスク

が高まります。改めて「5つの場面」に注意しましょう。
①飲酒を伴う懇親会など
②大人数や長時間に及ぶ飲食
③マスクなしでの会話
④狭い空間での共同生活
⑤休憩室や喫煙所、更衣室など居場所の切り替わり

発熱などの相談と受診の流れ

冬には、季節型インフルエンザなど発熱や咳を起こす感染症が流行しやすくなります。こうした感染症と新型コロナウイルス感染症の症状は非常に似ています。自己判断せず、まずはかかりつけ医など身近な医療機関に電話で相談してください。

院内感染を防止し、医療崩壊を起こさないために事前の連絡なく医療機関を受診することは控えてください。市民の皆さんの協力をお願いします。



困りごとはありませんか

国や県の支援策を再確認

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室ホームページや県ホームページ(右の2次元コードからアクセス可)で新型コロナウイルス感染症で影響を受けた人への支援策をまとめています。生活や事業に影響を受けている人は、申請できる支援がないか確認してください。

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室ホームページ ● <https://corona.go.jp/action/>



県ホームページ ● <https://web.pref.hyogo.lg.jp/index.html>



公共施設の開館時間短縮

施設名	変更前	変更後
コミュニティセンター 芸術文化施設 アステ市民プラザ パレットかわにし 総合センター 川西公民館	午前9時—午後10時	午前9時—午後7時
川西公民館を除く公民館 社会体育施設	午前9時—午後9時	
共同利用施設	午前9時—午後8時	

公共施設などの開館時間は右の市ホームページ(右の2次元コードからアクセス可)から確認できます



県の対処方針で午後8時以降の外出自粛が強く求められています。市では、2月7日まで利用者が午後8時までに帰宅できるように、施設の閉館時間を上の表の通り午後7時に変更しました。また、市のホール(キセラホール、アステホール、みつなかホール)を含む屋内施設の収容人数を定員の50%以下とし、感染予防を引き続き徹底していきます。今後、状況によっては休館などを行う場合があります。利用前に市ホームページなど必ず確認してください。

公共施設の開館時間を午後7時までに短縮

過去最多を更新し続ける感染症の新規陽性者

過去最多を更新。1月14日から2月7日(日)まで、緊急事態宣言の対象区域に兵庫県全域が指定されました。1日でも早い収束に向け

問い合わせ 危機管理課 ☎ 072(740)1145

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、兵庫県に緊急事態宣言が再発出
1日でも早い収束のために不要不急の外出を控えるなど皆さんの協力が必要で

兵庫県に緊急事態宣言が再発出

公共施設の開館時間短縮を決定



飲食店などに午後8時までの営業時間短縮要請

協力店には1日6万円を支給

県内全域で、飲食店などを対象に営業時間を午後8時まで(アルコールの提供は午後7時まで)とする営業時間の短縮要請が行われています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の要請に応じて営業時間を短縮した事業者に対して、協力が支給されます。

において、時短営業(休業を含む)している④業種別ガイドラインなどに基づく感染防止の取り組みを行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示している

支給額 1日1店舗当たり6万円を時短営業日数に応じて支給(最大150万円)

対象 次の①~④全てに当てはまる事業者①県内で食品衛生法上の飲食店営業許可、または喫茶店営業許可を受けている②通常午後8時以降も営業しているが、営業時間を午前5時—午後8時(酒類の提供は午前11時—午後7時)に短縮している③1月14日~2月7日(日)(県の要請期間)の全ての期間

申請方法など 申請方法など申請について詳しくは県ホームページ ● <https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/koronakansenkakuadaibousikyoyokukin.html>(右の2次元コードからアクセス可)へ

県ホームページ



問い合わせ 県時短協力金コールセンター ☎ 078(361)2501 (平日の午前9時—午後5時)